

2006年4月
(改定：2009年4月)

解体業者の皆さま

一般社団法人 自動車再資源化協力機構

エアバッグ類の取外回収に関する確認通知についてのお知らせ

解体業者の皆さまは、使用済自動車を引き取った後120日以内に解体自動車及びエアバッグ類の引渡しを行わないと確認通知の発信を受けることになっています。

しかしながら、エアバッグ類の取外回収については、車上作動処理の委託契約を結んでいたり、そもそも使用済自動車の扱い台数が少ない事業者の皆さまにおいては、120日間では回収ケースが満杯にならず、確認通知/遅延報告が発信され1~2個で引渡しを行わざるを得ない状況が発生しています。

こうした現状を踏まえ、使用済自動車の入庫台数が少ない等の正当な理由がある場合は、遅延報告が発信される前に自治体に対し事前報告を行うことでエアバッグ類の引渡しに必要な期間等について自治体の確認を受けることが可能になりました。

つきましては、今後エアバッグ類の取外回収において確認通知が発生する状況が判明した場合は、以下に説明する手順でご対応いただきますようお願い致します。

〔対応手順（概略）〕

1. 「確認通知日」の確認

- (1) 確認通知が発生するおそれがあると判断した場合
判断した時点で、所定の書面にて自治体へ報告します。
- (2) 確認通知が発生した場合
解体工程のメニュー選択画面「2.2 確認通知の閲覧」にエアバッグ類引渡報告の未実施に関する確認通知が表示された場合は、速やかにその時点での回収個数等を確認。
 - ・ 回収ケースにわずかししか回収されていない場合は、速やかに自治体へ所定の書面で報告します。
 - ※ **移動報告画面の「確認通知」の表示が消えるわけではありません!**
 - ・ すでに回収ケースに10個程度のインフレーター等が収納されている場合は、運搬ネットワーク業者に回収依頼の連絡を行い、回収ケースを引き渡してください。

(所定の書面)

- ・ エアバッグ類の引渡に係る遅延の事前報告書
 - ・ 解体工程 3.1「車台情報の閲覧（引渡報告未実施車台の閲覧）」画面
 - ・ 解体工程 3.3「車台情報の閲覧（使用済自動車/解体自動車に関する移動報告状況の閲覧）」画面
2. 事前報告書に記載した「引渡見込日」までの間、通常通りエアバッグ類の回収業務を実施。
 3. 「引渡見込日」までの間に回収ケースが満杯（10個程度）になったら、「引渡見込日」前であっても速やかに運搬ネットワーク業者に回収ケースを引き渡してください。
「引渡見込日」が間近になった段階でも回収ケースにわずかししか回収されていない場合は、改めて所定の書面にて自治体へ報告を行い、再延長を申請します。

※ **最低1年間に1回は回収に伺いますので、「引渡見込日」は事前報告書提出日から最長で1年になります!**

《具体的作業》

I. 確認通知

使用済自動車の引取報告を実施後、120日以内に引渡報告が行えなかった場合、解体工程のメニュー選択画面に「確認通知」が発生した旨が赤字で表示されます。

「確認通知」が発生するおそれがあると見込まれたら、または「2.2 確認通知の閲覧（メーカー指定引取場所への引渡報告の未実施状況）」欄に赤字で『〇件の確認通知が発生しています。』と表示されていたら、

いつ引取報告を行った車台について確認通知が発生しそうか、または発生しているか？

を確認します。

※ 確認通知がまだ発生していない場合の「確認通知日」の確認方法については、「IV. 確認通知が発生しそうな場合の確認通知日の確認方法(14ページ)」をご参照ください。

〔画面1〕

解体工程 >
メニュー選択 (JPRS3000)

ログアウト 画面印刷 ヘルプ

自社情報

事業所コード	00000000104	事業者/事業所名	品川解体工業 (株) 品川工場
--------	-------------	----------	-----------------

1. 電子マニフェストによる移動報告

1.1	引取報告	使用済自動車/解体自動車の引取報告
1.2	引渡報告	解体業者への使用済自動車/解体自動車の引渡報告
1.3	引渡先確定済車台の一覧	
1.4	引渡報告	

2. 状況の表示(確認通知)

2.1	確認通知の閲覧	破砕業者等への使用済自動車/解体自動車引渡報告の未実施状況 確認通知はありません。
2.2	確認通知の閲覧	メーカー指定引取場所へのエアバッグ類引渡報告の未実施状況 1件の確認通知が発生しています。
2.3	確認通知の閲覧	引渡先(解体業者)の使用済自動車/解体自動車引渡報告の未実施状況 確認通知はありません。
2.4	確認通知の閲覧	引渡先(破砕業者)の解体自動車引取報告の未実施状況 確認通知はありません。
2.5	確認通知の閲覧	引渡先(メーカー指定引取場所)のエアバッグ類引取報告の未実施状況 確認通知はありません。

3. 取り扱った車台に関する情報の閲覧

- ① 『〇件の確認通知が発生しています。』と表示されていたら、
- ② 『確認通知の閲覧』ボタンをクリック。

②をクリックすると、『対象車台の確認』画面が表示されます。〔画面2〕

「2. 引渡報告遅延車台の一覧」に確認通知が発生した車台の引取報告日が表示されるので、その日付をメモしておきます(③)。

☞ 画面印刷しておくにより正確に把握できます。

〔画面2〕

解体工程 > メーカー指定引取場所へのエアバッグ類引渡報告の未実施状況 >
対象車台の確認 (JMDS3260)

メニューに戻る ログアウト 画面印刷 ヘルプ

引取報告日より120日経過しましたが、引渡報告が行われていないため、以下の車台について確認通知を発行致します。
また、確認通知より更に10日経過しても引渡報告が行われない場合には、遅延の旨を自治体へ報告します。

1. 自社情報

事業所コード 00000000104 事業者/事業所名 (詳細) 品川解体工業 (株) 品川工場

2. 引渡報告遅延車台の一覧

該当車台は1件です 前ページ 次ページ 1 ページ 表示件数 50件 並び替え 引取報告日 (昇順)

引取報告日	確認通知日	自治体への 遅延報告予定日	車台番号	型式	車名
200X/11/3	20XX/3/03	20XX/3/13	MM555-0050005	LA-MM555	◆◆◆◆

メニューに戻る

例) この画面では、「200X年11月3日」に車台番号「MM555-0050005」の車台を引き取っています。

この段階で、すでに回収ケースに10個程度のインフレーター等が収納されていれば、速やかに運搬ネットワーク業者に回収依頼の連絡を行ってください。

まだ10個程度まで回収できていない場合は、以下の事前報告書類を作成し自治体に連絡してください。

II. 事前報告書等作成

エアバッグ類の引渡期間の延長を希望する場合は、下記3通の書類を「遅延報告」が発生する前に管轄の自治体、および一般社団法人自動車再資源化協力機構に提出してください。

※ 自治体への「遅延報告予定日」は上記〔画面2〕「2. 引渡報告遅延車台の一覧」に表示されています。
<提出書類>

- ・ エアバッグ類の引渡に係る遅延の事前報告書
引渡時期の延長を申請するための書類です。
- ・ 解体工程 3.1「車台情報の閲覧（引渡報告未実施車台の閲覧）」画面
現在事業所に何台分のエアバッグ類が残っているかを証明するための書面です。
- ・ 解体工程 3.3「車台情報の閲覧（使用済自動車/解体自動車に関する移動報告状況の閲覧）」画面
直近の1ヶ月間に使用済自動車（解体自動車）を何台取り扱ったかを証明するための書面です。

提出書類は下記の順番で作成することをおすすめします。💡

- (1) 解体工程 3.1「車台情報の閲覧（引渡報告未実施車台の閲覧）」画面 **印刷**
- (2) 解体工程 3.3「車台情報の閲覧（使用済自動車/解体自動車に関する移動報告状況の閲覧）」画面 **印刷**
- (3) エアバッグ類の引渡に係る遅延の事前報告書 **作成**

(1) 解体工程 3.1「車台情報の閲覧(引渡報告未実施車台の閲覧)」画面 印刷

解体工程のメニュー選択画面で 3.1「車台情報の閲覧(引渡報告未実施車台の閲覧)」を選択します(4)。

〔画面 3〕

〔画面 4〕

例) この画面では、現在までに車台番号「MM555-0050005」「VV707-0707070」の2台のエアバッグ類引渡報告が行われていないことがわかります。

エアバッグ類の引渡報告を実施していないことを確認の上(5)、表示されている画面を印刷します(6)。

- ※引渡報告が未実施の場合、画面上には「未実施」または「選択済」と表示されます。
- 「未実施」→エアバッグ類の処理方法選択(回収/作動)が未完了
- 「選択済」→エアバッグ類の処理方法選択(回収/作動)が完了

この書類を「事前報告書」の別紙 2 として提出します。

(2) 解体工程 3.3「車台情報の閲覧(使用済自動車/解体自動車に関する移動報告状況の閲覧)」画面 印刷

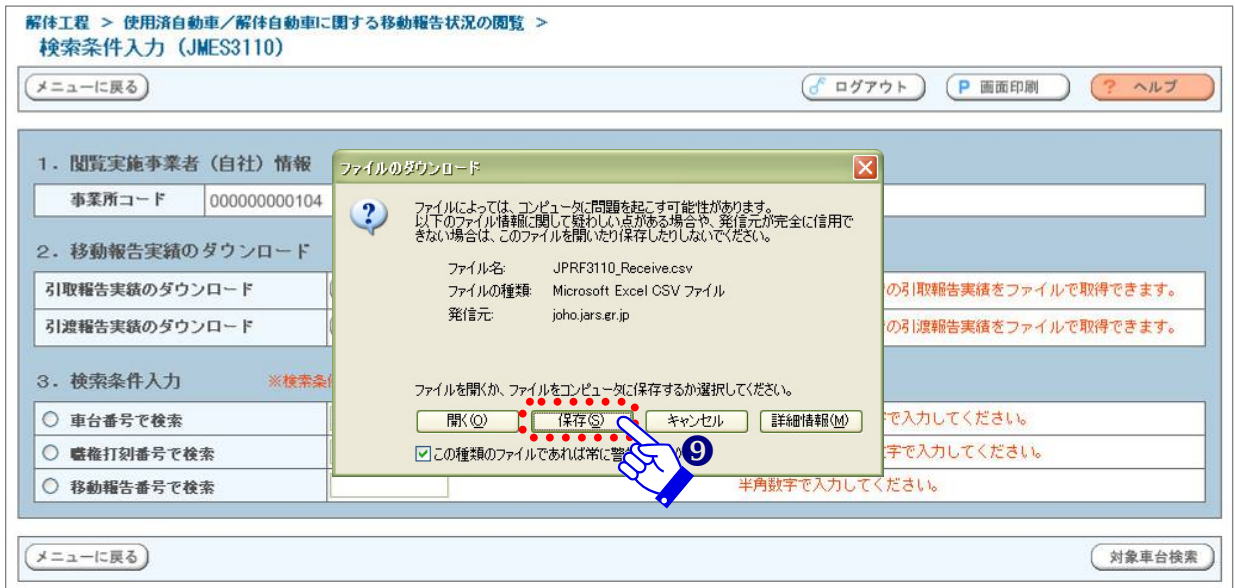
解体工程のメニュー選択画面で 3.3「車台情報の閲覧(使用済自動車/解体自動車に関する移動報告状況の閲覧)」を選択します(7)。

〔画面5〕

〔画面6〕

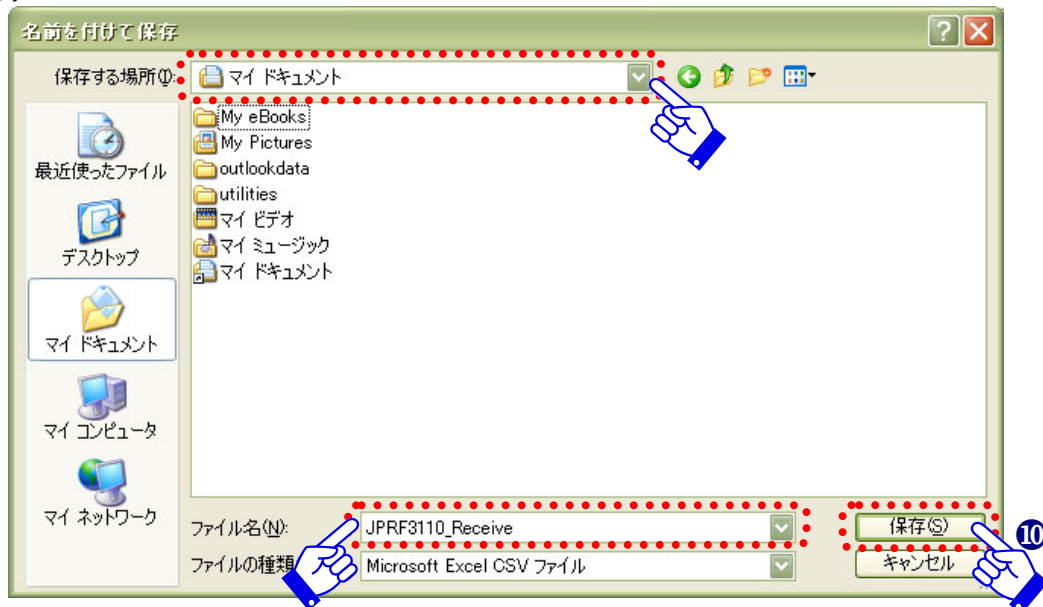
「2. 移動報告の実績のダウンロード」の『引取報告実績のダウンロード』のプルダウン機能により前月を選択し、『ダウンロード』ボタンをクリックします(8)。

〔画面 7〕



実績データをダウンロードしてよいかを確認する警告画面が表示されるので、『保存 (S)』ボタンをクリックします (9)。

〔画面 8〕



「保存する場所 (I)」「ファイル名 (N)」を指定して、『保存 (S)』ボタンをクリックすると指定した場所に指定したファイル名で保存されます (10)。

- ※ 特に指定する保存場所がない場合は「デスクトップ」または「マイドキュメント」に保存されることをおすすめします。
- ※ ファイル名を特に指定する必要はありませんが、保存したファイルがわかるようファイル名は覚えておいてください。

ダウンロードが完了したら作成されたファイルを開き、提出用に若干調整します。

- ※ ダウンロードの方法およびダウンロードしたファイルの開き方は自動車リサイクルシステムの事業者情報登録後に配布いたしました「パソコンを利用した移動報告（電子マニフェスト）詳細マニュアル-解体工程編-」150～153 ページもご参照ください。

〔画面 9〕

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O
1	引取報告	車台番号	型式	車名	引渡元事業	引渡元事業所在地								
2	#####	AA6PA-21	AA6PA	△△△	〇〇〇〇	東京都千代田区〇〇町1-2-3								
3	#####	GX81-323	GX81	□□□	〇〇〇〇	東京都千代田区〇〇町1-2-3								
4	#####	HQ34-201	HQ34	〇〇〇	〇〇〇〇	東京都千代田区〇〇町1-2-3								
5	#####	KAA99007	KAA99	〇〇〇	〇〇〇〇	東京都千代田区〇〇町1-2-3								
6	#####	MX135-01	MX135	□□□	〇〇〇〇	東京都千代田区〇〇町1-2-3								
7	#####	TQR20-11	TQR20G	□□□	〇〇〇〇	東京都千代田区〇〇町1-2-3								
8	#####	XV21-032	XV21	□□□	〇〇〇〇	東京都千代田区〇〇町1-2-3								
9	#####	XX88-21	XX88	〇〇〇	〇〇〇〇	東京都千代田区〇〇町1-2-3								
10	#####	YNI30-01	YNI30G	□□□	〇〇〇〇	東京都千代田区〇〇町1-2-3								
11	#####	DL51V-54	DL51V	△△△	〇〇〇〇	東京都千代田区〇〇町1-2-3								
12	#####	EU12-077	EU12	〇〇〇	〇〇〇〇	東京都千代田区〇〇町1-2-3								
13	#####	HP10-213	HP10	〇〇〇	〇〇〇〇	東京都千代田区〇〇町1-2-3								
14	#####	HR33-063	HR33	〇〇〇	〇〇〇〇	東京都千代田区〇〇町1-2-3								

ファイルを開いた状態ではセル(マス)の幅が横に縮まった状態で表示されるので、まず幅を調整します。

〔画面 10〕

A	B	C	D	E	F	G	H	I	
1	引取報告日	車台番号	型式	車名	引渡元事業者/事業所名称	引渡元事業所在地			
2	20XX/2/1	AA6PA-205495	AA6PA	△△△	〇〇〇〇株式会社	東京都千代田区〇〇町1-2-3			
3	20XX/2/1	GX81-3252513	GX81	□□□	〇〇〇〇株式会社	東京都千代田区〇〇町1-2-3			
4	20XX/2/1	HQ34-203070	HQ34	〇〇〇	〇〇〇〇株式会社	東京都千代田区〇〇町1-2-3			
5	20XX/2/1	KAA99007675	KAA99	〇〇〇	〇〇〇〇株式会社				
6	20XX/2/1	MX135-030522	MX135	□□□	〇〇〇〇株式会社				
7	20XX/2/1	TQR20-1056704	TQR20G	□□□	〇〇〇〇株式会社				
8	20XX/2/1	XV21-0321797	XV21	□□□	〇〇〇〇株式会社				
9	20XX/2/1	XX88-217283	XX88	〇〇〇	〇〇〇〇株式会社	東京都千代田区〇〇町1-2-3			
10	20XX/2/1	YNI30-0007159	YNI30G	□□□	〇〇〇〇株式会社	東京都千代田区〇〇町1-2-3			
11	20XX/2/2	DL51V-563095	DL51V	△△△	〇〇〇〇株式会社	東京都千代田区〇〇町1-2-3			
12	20XX/2/2	EU12-077121	EU12	〇〇〇	〇〇〇〇株式会社	東京都千代田区〇〇町1-2-3			
13	20XX/2/2	HP10-219505	HP10	〇〇〇	〇〇〇〇株式会社	東京都千代田区〇〇町1-2-3			
14	20XX/2/2	HR33-063477	HR33	〇〇〇	〇〇〇〇株式会社	東京都千代田区〇〇町1-2-3			

幅が調整できたら印刷時の横幅が1ページに収まるように設定を変更します。

〔画面 11〕

ツールバーの「ファイル(F)」で「ページ設定(U)」を選択します。

「拡大縮小印刷」の「次のページ数に合わせて印刷(F)」を選択し、縦欄に表示されているページ数を削除し「OK」をクリックします。

設定が完了したら印刷し、文頭の余白に

『解体工程 3.3「使用済自動車/解体自動車に関する移動報告状況の閲覧」画面(別紙 3)』と記入します。

(別紙 3)

解体工程 3.3 「使用済自動車/解体自動車に関する移動報告状況の閲覧」画面

引取報告日	車台番号	型式	車名	引渡元事業者/事業所名称	引渡元事業所所在地
20XX/2/1	AA6PA-205495	AA6PA	△△△	〇〇〇株式会社	東京都千代田区〇〇町1-2-3
20XX/2/1	GX81-3252513	GX81	□□□	〇〇〇株式会社	東京都千代田区〇〇町1-2-3
20XX/2/1	HQ34-203070	HQ34	〇〇〇	〇〇〇株式会社	東京都千代田区〇〇町1-2-3
20XX/2/1	KAA99007675	KAA99	〇〇〇	〇〇〇株式会社	東京都千代田区〇〇町1-2-3
20XX/2/1	MX135-030522	MX135	□□□	〇〇〇株式会社	東京都千代田区〇〇町1-2-3
20XX/2/1	TQR20-1056704	TQR20G	□□□	〇〇〇株式会社	東京都千代田区〇〇町1-2-3
20XX/2/1	XV21-0321797	XV21	□□□	〇〇〇株式会社	東京都千代田区〇〇町1-2-3
20XX/2/1	XX88-217283	XX88	〇〇〇	〇〇〇株式会社	東京都千代田区〇〇町1-2-3
20XX/2/1	YNT30-0007159	YNT30G	□□□	〇〇〇株式会社	東京都千代田区〇〇町1-2-3
20XX/2/2	DL51V-563095	DL51V	△△△	〇〇〇株式会社	東京都千代田区〇〇町1-2-3
20XX/2/2	EU12-077121	EU12	〇〇〇	〇〇〇株式会社	東京都千代田区〇〇町1-2-3

この書類を「事前報告書」の別紙 3 として提出します。

(3) エアバッグ類の引渡に係る遅延の事前報告書 作成

事前報告書には、下記の内容をすべて記入する必要があります。

- ・ 事前報告申請日（事前報告書類の発信日）
- ・ 事業者/事業所/代表者名
- ・ 自治体許可番号（許可証に記載の番号）
- ・ 自動車リサイクルシステム事業者登録番号（登録完了通知書に記載の番号）
- ・ 電話番号
- ・ E-mail アドレスまたは FAX 番号
- ・ 車上作動処理契約の有無
- ・ 遅延が生じる理由
- ・ すでに回収済みの個数
- ・ 1ヶ月あたりの引取台数
- ・ 処理必要期間（事前報告書を提出してから回収ケースが満杯になるまでの期間）※
- ・ 引渡見込日（最初の車台を引取報告した日に処理必要期間を足した期日）※
- ・ 対象となる車台番号（報告時点で引取済みの車両の車台番号）

※「処理必要期間」「引渡見込日」は、車上作動処理の委託契約を結んでいるか否かにより、それぞれの計算式で算出します。

車上作動処理契約を行って <u>いる</u> 解体業者の場合	$\text{必要日数} = \frac{8 - \text{既に回収済みの個数}}{1 \text{ヶ月あたりの引取台数} \times 15\% \times 5\%} \times 30 \text{日}$
車上作動処理契約を行って <u>いない</u> 解体業者の場合	$\text{必要日数} = \frac{10 - \text{既に回収済みの個数}}{1 \text{ヶ月あたりの引取台数} \times 15\% \times 1.7 \text{個/台}} \times 30 \text{日}$

● 事前報告書の作成については以下の方法があります。

① 『自動作成フォーム』をご利用いただく方法

自再協 HP において『自動作成フォーム』をご利用いただくと、必要事項を入力するだけで「必要処理期間」「引渡見込日」を自動計算し、事前報告書を作成することができます。詳細は 9 ページをご確認ください。

② 『自動作成フォーム』をご利用いただかない方法

上記計算式をもとに「必要処理期間」「引渡見込日」をご自身で計算し、指定の用紙に直接ご記入ください。詳細は 11 ページをご確認ください。

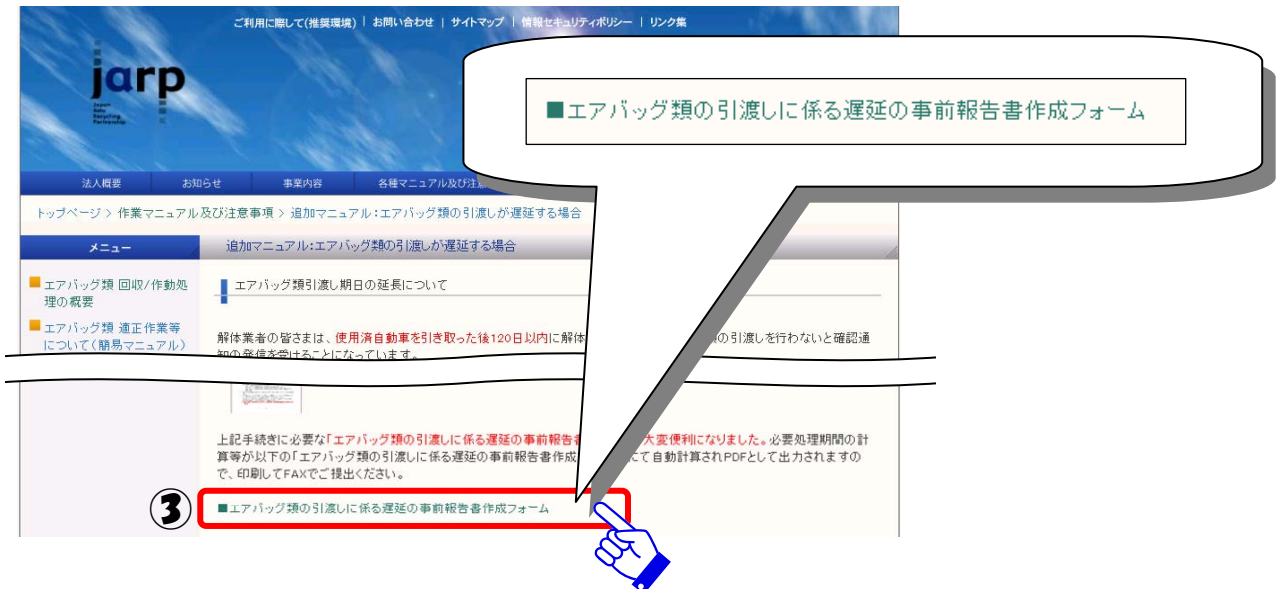
《 ① 自動作成フォームを利用する場合の作成方法 》

自動作成フォームは以下の手順でご利用いただけます。

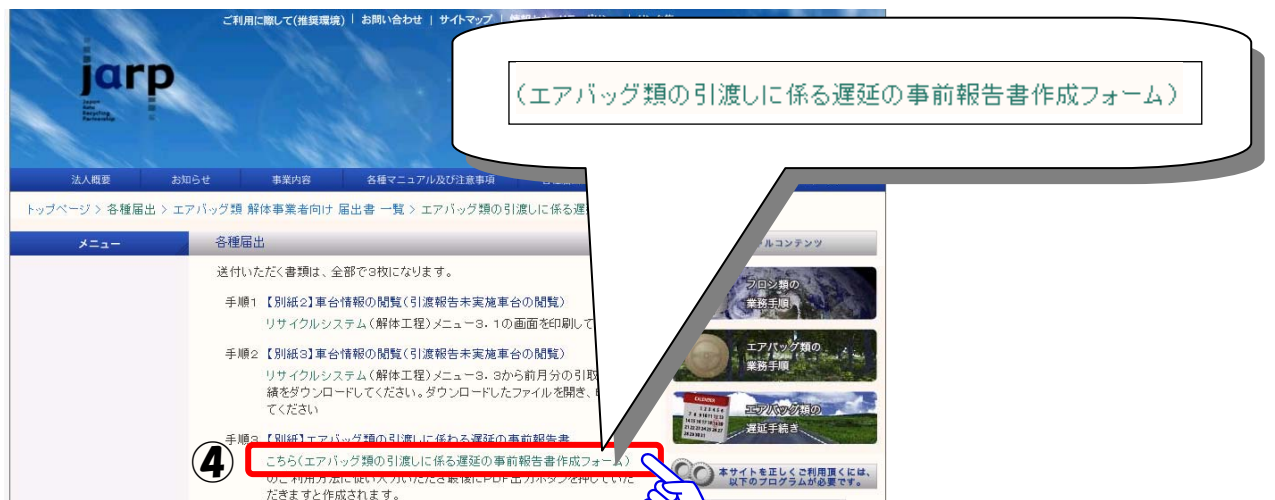
- ① 自再協HPを開きます。(アドレス) <http://www.jarp.org/>
- ② エアバッグ類の遅延手続き をクリックします。



- ③ エアバッグ類の引渡しに係る遅延の事前報告書作成フォーム をクリックします。



- ④ (エアバッグ類の引渡しに係る遅延の事前報告書作成フォーム) をクリックします。



- ⑤ 必要項目を入力し
- ⑥ PDF を出力する をクリックすると
- ⑦ 事前報告書が PDF 形式で出力されますので、内容をご確認のうえ印刷してください。

エアバッグ類の引渡しに係る遅延の事前報告書

以下の項目を入力し、「PDFを出力ボタン」を押すと自再協や地方自治体への提出に必要なPDFが出力されます。必要処理期間の計算も自動算出されますので、是非ご利用ください。

事業者/企業用/代表者名: 品川解体(株)品川工場 代表 太郎
 自治体許可番号: 1234567890
 自動車リサイクルシステム事業者登録番号: 00000000104
 電話番号: 03-0000-0000
 E-mail or Fax No.: jidooya@kaiat.co.jp

車上作動処理契約 (必) 有 無

遅延が生じる理由
 宛型文
 回収したエアバッグ類について、輸送効率に見合った出荷量を確保するため。
 その他の理由

すでに回収済みの回数 (必) 3
 1ヶ月あたりの引取台数 (必) 120

対象となる車台番号と車台引取日 (必)	車台の引取報告日	車台番号
1	200X年 8月 11日	MM555-0050005
2	200X年 8月 11日	VV707-0707070
3	年 月 日	
4	年 月 日	
5	年 月 日	
6	年 月 日	
7	年 月 日	
8	年 月 日	
9	年 月 日	

PDFを出力する

Microsoft Internet Explorer
 http://www.jarp.org/reports/airbag/chien/air_bag_chien.php

- ⑧ 用紙は2枚印刷されます。
 - ・宛名が「一般社団法人自動車再資源化協力機構」と記載されている用紙は自再協へ送信用
 - ・宛名が無記名の用紙は自治体へ送信用（管轄の自治体名を宛名欄へご記入ください）
- ⇒ 印刷が完了しましたら、13 ページのとおり FAX 送信します。

一般社団法人 自動車再資源化協力機構 御中

御中

※管轄の自治体名をご記入ください

(別紙) 平成 XX 年 3 月 3 日

一般社団法人 自動車再資源化協力機構 御中

事業者/企業用/代表者名: 品川解体(株)品川工場 代表 太郎
 自治体許可番号: 1234567890
 自動車リサイクルシステム事業者登録番号: 00000000104
 電話番号: 03-0000-0000
 E-mail or Fax No.: jidooya@kaiat.co.jp

エアバッグ類の引渡しに係る遅延の事前報告書

車上作動処理契約	(有)	無
遅延が生じる理由	回収したエアバッグ類について、輸送効率に見合った出荷量を確保するため。	
すでに回収済みの回数	3 個	
1ヶ月あたりの引取台数	120 台	
知達所要期間	170 日	
引渡見込日	20XX 年 8 月 20 日	
対象となる車台番号	MM555-0050005 VV707-0707070	

※ 必要処理期間の計算式
 ① 車上作動処理契約を行って上記解体業者の場合
 処理期間 = すでに回収済みの回数 × 30 日
 + 既に回収済みの回数 × 25% × 30 日
 ② 車上作動処理契約を行って上記自治体業者の場合
 処理期間 = すでに回収済みの回数 × 30 日
 + 既に回収済みの回数 × 25% × 17 日

(別紙) 平成 XX 年 3 月 3 日

御中

事業者/企業用/代表者名: 品川解体(株)品川工場 代表 太郎
 自治体許可番号: 1234567890
 自動車リサイクルシステム事業者登録番号: 00000000104
 電話番号: 03-0000-0000
 E-mail or Fax No.: jidooya@kaiat.co.jp

エアバッグ類の引渡しに係る遅延の事前報告書

車上作動処理契約	(有)	無
遅延が生じる理由	回収したエアバッグ類について、輸送効率に見合った出荷量を確保するため。	
すでに回収済みの回数	3 個	
1ヶ月あたりの引取台数	120 台	
知達所要期間	170 日	
引渡見込日	20XX 年 8 月 20 日	
対象となる車台番号	MM555-0050005 VV707-0707070	

※ 必要処理期間の計算式
 ① 車上作動処理契約を行って上記解体業者の場合
 処理期間 = すでに回収済みの回数 × 30 日
 + 既に回収済みの回数 × 25% × 30 日
 ② 車上作動処理契約を行って上記自治体業者の場合
 処理期間 = すでに回収済みの回数 × 30 日
 + 既に回収済みの回数 × 25% × 17 日

《 ② 自動作成フォームを利用しない場合の作成方法 》

「処理必要期間」「引渡見込日」は、車上作動処理の委託契約を結んでいるか否かにより、それぞれの計算式で算出します。以下の例示をご参考に算出してください。

＜① 車上作動処理契約を行っている場合＞

確認通知が発生した時点で回収ケースに「**3個**」のインフレーター等を回収しており、8ページの別紙3で直近の1ヶ月間に「**120台**」の使用済自動車を引き取っている場合の必要日数。

$$\begin{aligned} \text{必要日数} &= \frac{8 - \text{「3個」}}{\text{「120台」} \times 15\% \times 5\%} \times 30 \text{日} = \frac{5}{120 \times 0.15 \times 0.05} \times 30 \text{日} \\ &= \frac{5}{0.9} \times 30 \text{日} = 5 \div 0.9 \times 30 \text{日} = 166.66\cdots \div \mathbf{170 \text{日}} \end{aligned}$$

従って、「事前報告書」を提出してから回収ケースが満杯になるまでに「**170日**」間の処理期間が必要であるという結果になりますので、この日数を「**処理必要期間**」としてご報告ください。

また、この「事前報告書」を**20XX年3月3日**に提出する場合、回収ケースが満杯になるのは**20XX年3月3日**の**170日**後である**20XX年8月20日**が「**引渡見込日**」になります。

＜② 車上作動処理契約を行っていない場合＞

確認通知が発生した時点で回収ケースに「**3個**」のインフレーター等を回収しており、8ページの別紙3で直近の1ヶ月間に「**6台**」の使用済自動車を引き取っている場合の必要日数。

$$\begin{aligned} \text{必要日数} &= \frac{10 - \text{「3個」}}{\text{「6台」} \times 15\% \times 1.7 \text{個}} \times 30 \text{日} = \frac{7}{6 \times 0.15 \times 1.7} \times 30 \text{日} \\ &= \frac{7}{1.53} \times 30 \text{日} = 7 \div 1.53 \times 30 \text{日} = 137.25\cdots \div \mathbf{140 \text{日}} \end{aligned}$$

従って、「事前報告書」を提出してから回収ケースが満杯になるまでに「**140日**」間の処理期間が必要であるという結果になりますので、この日数を「**処理必要期間**」としてご報告ください。

また、この「事前報告書」を**20XX年3月3日**に提出する場合、回収ケースが満杯になるのは**20XX年3月3日**の**140日**後である**20XX年7月21日**が「**引渡見込日**」になります。

なお、「処理必要期間」は**10日単位の管理**となりますので、上記の例のように**1日の単位は切り上げて**算出します。

また、回収ケース内の収納個数にかかわらず1年に少なくとも1回は回収させていただく予定ですので、算出した「必要日数」が『**365日**』を超える場合は『**365日**』後を「**引渡見込日**」としてご報告ください。

ここまでの例を「事前報告書」に記入した場合の記入例は、次ページをご覧ください。

事前報告書記入例

平成XX年3月3日

XX県〇〇〇局〇〇〇〇〇課 御中

品川解体株式会社 品川工場 代表 太郎
 自治体許可番号: 第1234567890号
 自動車リサイクルシステム事業者登録番号: 000000000104
 電話番号: 03-000-0000
 E-mail or Fax No.: jidousha@kaitai.co.jp

エアバッグ類の引渡しに係る遅延の事前報告書

車上作動処理契約	有 無 (車上作動処理委託契約事業者の場合)
遅延が生じる理由	回収したエアバッグ類について、輸送効率に見合った出荷量を確保するため。
すでに回収済みの個数	3個 (11ページの例で車上作動処理委託契約事業者の場合)
1ヶ月あたりの引取台数	120台 (11ページの例で車上作動処理委託契約事業者の場合)
処理必要期間	170日 (11ページの例で車上作動処理委託契約事業者の場合)
引渡見込日	20XX年8月20日 (11ページの例で車上作動処理委託契約事業者の場合)
対象となる車台番号	MM555-0050005
	VV707-0707070

※必要処理期間の計算式

① 車上作動処理契約を行っている解体業者の場合

$$\text{必要日数} = \frac{8 - \text{既に回収済みの個数}}{1 \text{ヶ月あたりの引取台数} \times 15\% \times 5\%} \times 30 \text{日}$$

② 車上作動処理契約を行っていない解体業者の場合

$$\text{必要日数} = \frac{10 - \text{既に回収済みの個数}}{1 \text{ヶ月あたりの引取台数} \times 15\% \times 1.7 \text{個/台}} \times 30 \text{日}$$

※ 提出用本紙は、指定のフォーム(JARP ホームページに掲載のもの)をご使用ください。

Ⅲ. 事前報告書等提出

(1) 報告書類 発信

提出書類の作成が完了したら、**管轄の自治体**、および**一般社団法人自動車再資源化協力機構**の両者に事前報告書等必要書類をFAXで提出します。

※ 事前報告は従来の自治体による確認連絡に代わる措置であり、移動報告画面の「確認通知」の表示が消えるわけではないことをご承ください（引渡しが実施された後表示は消えます）。



〔書類提出先〕

- ・ 事業所を管轄する自治体
- ・ 一般社団法人自動車再資源化協力機構（FAX: 03-5405-6117/ TEL: 03-5405-6155）

(2) 回収予定についてのご案内 着信

提出書類着信後、自動車再資源化協力機構から折り返し「**回収予定についてのご案内**」をFAXにて返信致します。

「**回収予定についてのご案内**」には、回収に何う運搬ネットワーク業者名、回収予定期間等を記載しておりますので、あらかじめご予約ください。



※ 別途自治体から連絡がある場合もあります。

※ 事前報告が自治体により却下された場合は、速やかに自動車再資源化協力機構にご連絡ください。

※ 運搬の効率化の観点から、「回収予定についてのご案内」に記載された回収予定期間より前に運搬ネットワーク業者が回収に何う場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、訪問日については事前にご連絡の上調整させていただきます。

(3) 運搬ネットワーク業者 回収訪問

運搬ネットワーク業者が回収に伺いましたら、通常の手順に従って回収ケースを引き渡してください。

(4) エアバッグ類引渡報告 実施

運搬ネットワーク業者が回収時にお渡しする輸送伝票を参考に、エアバッグ類の引渡報告を実施してください。

IV. 確認通知が発生しそうな場合の確認通知日の確認方法

事前報告書の別紙 2 として提出する 3.1「車台情報の閲覧（引渡報告未実施車台の閲覧）」で確認通知日を確認します。

〔画面 12〕

解体工程 > 引渡報告未実施車台の閲覧 > 対象車台の確認 (JPRS3300)

メニューに戻る ログアウト 印刷 ヘルプ

1. 閲覧実施事業者（自社）情報

事業所コード 00000000104 事業者/事業所名 品川解体工業（株）品川工場

2. 引取った使用済自動車/解体自動車のうち、引渡報告が未実施のものの一覧

該当車台は110件です 前ページ 次ページ 1/2ページ 最新の一覧取得 表示件数 50件 並び替え 引取報告日（昇順）

引取報告日	引渡元事業者/事業所名	車台番号	型式	車名	引渡報告	
					使用済自動車	エアバッグ類
200X/11/3	品川解体工業（株）品川工場	MM555-0050005	LA-MM555	◆◆◆◆	済	未実施
200X/11/3	品川解体工業（株）品川工場	VV707-0707070	E-VV707	▽▽▽▽▽	済	選択済

メニューに戻る

- ① エアバッグ類の引取報告が『選択済』または『未実施』と表示されている車台が何台あるかを確認し、
- ② もっとも古い「引取報告日」を参考に「確認通知」がいつ発生するかを確認します。

例) この画面では、現在までに車台番号「MM555-0050005」「VV707-0707070」の2台のエアバッグ類引渡報告が行われていず、「MM555-0050005」の車台が200X年11月3日に引取報告されていることから、その120日後の20XX年3月3日に確認通知が発信されることになります。

予定される「確認通知日」までに回収ケースが満杯にならず引き渡すことができないことが明らかな場合は事前報告が必要になりますので、表示されている画面を印刷します (③)。

この書類を「事前報告書」の別紙 2 とし、「事前報告書」本紙および別紙 3 の作成手順は 5 ページ以降をご参照ください。

本件に関するお問い合わせ先
一般社団法人 自動車再資源化協力機構 (JARP)
TEL: 03-5405-6155/FAX: 03-5405-6117
URL: <http://www.jarp.org/>

※ FAX を利用した移動報告を実施されている場合は、別途上記
までお問い合わせください。